

## 【令和6年度 運輸安全マネジメント 安全重点施策】

安全重点施策	令和6年度実施計画
<p>(1)輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営トップは、令和5年度に引き続き、各営業所を計画的に訪問し、安全が最も重要であるという意識の徹底を図る。</li> <li>・安全統括管理者は、令和5年に引き続き、各営業所を継続的に巡回し、安全が最も重要であるという意識の徹底を図る。</li> <li>・デジタルタコグラフの機能を有効活用し、以下各項目について定める指標を達成することで、社訓『エクセレントカンパニー宣言』に掲げる「輸送の安全確保」および「関係法令遵守」の実現、さらには「品質向上」「地球環境保護」の推進を図る              &lt;安全指標としての設定値&gt;             <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大拘束時間(1乗務21時間)違背率=0%</li> <li>・最高乗務距離(1乗務365Km)違背率=0%</li> <li>・最高速度違反発生件数=0件</li> <li>・急加速回数=(1乗務平均)10回以内</li> <li>・急減速回数=(1乗務平均)1回以内</li> <li>・空車アイドリング=(1乗務)1時間以内</li> </ul> </li> <li>・各営業所においてインターネットによる適性診断受診設備を活用することで、在籍乗務員の1/3以上が1年間に受診する水準を維持し、カウンセリングを適正に実施する。</li> <li>・従業員の運動不足の解消を目的とした『健康管理プロジェクト』を推進させる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンアプリを使った食事療法、健康カウンセリング</li> </ul> </li> </ul>
<p>(2)輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行ないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙の通り</li> </ul>

## 【令和6年度 運輸安全マネジメント 安全重点施策】

安全重点施策	令和6年度実施計画
<p>(3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を行ないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所のみならず、経営トップおよび経営管理部門に対しても、計画的、且つ必要に応じて内部監査を実施し、安全管理体制の浸透を図る。</li> </ul>
<p>(4)情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会、所長会議、事故担当者会議等を計画的に開催し、情報の伝達や共有を図る。</li> <li>・明番座談会、班別座談会を計画的に開催し、乗務員への情報の伝達や共有を図る。</li> <li>・社内イントラ・マタモスの活用により、情報の伝達、共有の拡充を図る。</li> <li>・社内の『事業継続計画』の定めに従い、令和6年9月1日に全社を通じた『防災訓練』を実施する。</li> <li>・社内報を通じて、従業員へ情報を伝達し共有を図る。</li> </ul>
<p>(5)教育、研修の具体的な計画を策定し、的確に実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導要領の年間教育計画に基づき、乗務員に対して、輸送の安全に関する教育研修を実施する。 (新人乗務員講習会、上申前乗務員講習会、人身事故発生乗務員講習会)</li> <li>・安全統括管理者は、各営業所における毎月の職員会議で、運行管理者に対し、輸送の安全に関する教育指導を実施する。</li> <li>・経営トップは、毎月の役員会において、本社管理部門職員に対し、輸送の安全に関する情報の共有と指導教育を実施する。</li> </ul>